

平成31年度 交流活動計画

特別支援学級担任

1 目的

- ・交流を通して周りの人とのかかわり方を身につける。
- ・特別支援学級の児童と通常学級の児童とが、学校教育の一環として活動を共にする機会を設けることによって、相互に好ましい人間関係を育てる。

・背景

<小学校学習指導要領>

第1章 総則 第4の2

- (2) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

<文部科学省 特別支援教育「交流及び共同学習のガイド」>

第1章 よりよい交流及び共同学習を進めるために

1 交流及び共同学習の意義

我が国は、障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。そのためには、障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障害のある子どもたちと障害のない子どもたち、あるいは、地域社会の人たちとが、ふれ合い、共に活動する機会を設けることが大切です。

障害のある子どもが幼稚園、小学校、中学校、高等学校（以下、「小・中学校等」という。）の子どもと共に活動することは、双方の子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たしており、地域や学校子どもたちの実態に応じて、様々な工夫の下に進められてきています。

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領においては、障害のある子どもと障害のない子どもが活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されています。

2 みずき学級在籍児童数と交流学級

在籍数 計19名

※交流する学級は、別に定める計画に従う。

3 交流の形態

- ① 校内交流
- ② 居住地校交流 学区内に住んでいる特別支援学校に通う児童との交流
- ③ 学校間交流 流山市内にある特別支援学級との交流。

本校は、流山おおたかの森中学校・流山おおたかの森小学校と年2、3回の合同交流会と、合同遠足で交流する予定。公共のマナーや他校の児童生徒と活動する時の礼儀も学ぶ場として指導している。本校が会場になる時は、体育館や図書室を使うので、計画の時点で関係の先生方と調整する。

4 交流計画 ※別紙「交流内容一覧」参照

- ・交流学習については、自力で学習できることを原則としていますが、児童の実態に応じて、①介添員が付き添う②介添員が近くで見守る③児童だけで参加することを交流学級担任と相談しながら決めていきたいと思えます。
- ・交流活動の中でわからないことがある時は、次のようにするように指導します。
 - ① 友達の様子を見て、まねをする。
 - ② 友達に聞く。
 - ③ 交流学級の先生に聞く。
 - ④ 付き添っている支援級の担任、介添員に聞く。